

提出順	//	発言順	//	令和 6 年 2 月 15 日
				午前・午後 9 時 50 分受領

(3 枚中No. 1)

令和 6 年 2 月 15 日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 井出 勝正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 3 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問時間	20 分
答弁を求める者	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 () 担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉部 <input checked="" type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	県の医療費助成拡充でうまれる財源を、市の医療施策に活用を		
質問の要旨 (具体的に記載してください) 長野県は、来年度から子どもの通院医療費助成の対象を「小学校3年生以下」から「中学3年生以下」に拡大することを明らかにした。そこで新たに交付される財源を活かし、次のような医療施策への運用を提案するが、市の考えを伺う。 ① 市は18歳までの医療費の無料を行ってきたが、1レセプト500円の負担は変わらないままである。まずこれを解消する財源としたらどうか。また、私どもの2024年度(令和6年度)予算要求に市は、全国での取り組みで克服されてきた「(無料化によって)過度な受診が増える」と同様の「(無料化によって)過度な受診を招く恐れがあり」と回答した。既に国もペナルティーを課さない方針を示している。この際1レセプト500円を止め、回答のような考え方も改めたらどうか。 ② 加齢性難聴者の補聴器補助制度はどうか。既に県下では飯山市、大町市、伊那市や松川村などが実施し、高齢の難聴者に大変喜ばれている。当初予算の見積もりより利用者が少なかった自治体や市内の補聴器販売店が親身になって利用を進め補助制度が定着している自治体もある。聴こえは人権であり、市は18歳未満の軽度中度の難聴者には補助を行っている。この対象を高齢者にまで拡大すべきではないか。また私の質問に市は、聴こえが認知症や高齢者の社会参加に大きな影響があることは認めてきた。これまでの取り組み状況はどうか。補助制度に踏み出す時期ではないか。実態把握ができないのであれば、特定健診の項目に聴覚検査を入れるとか、アンケート用紙を同封し回収することなども検討したらどうか。 ③ 带状疱疹ワクチン接種補助の取り組みはどうか。議会でもたびたび質疑があり提案されてきた。高齢で患し神経痛などの後遺症で苦しんでいるとか、松本市では補助があるのになぜ安曇野市に補助はないのかという声もある。これまでの経過と今後の見通しを伺う。			

提出順	//	発言順	//	令和 6 年 2 月 5 日
				午前 午後 9 時 2 分受領

(3 枚中No. 2)

令和 6 年 2 月 5 日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井出 勝正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 3 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問 時間	分
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	精神障がい者の入院費助成を		
<p>質問の要旨 (具体的に記載してください)</p> <p>安曇野市議会は、平成 30 年 12 月議会で「豊科病院家族会心の友の会」から提出された陳情第 8 号「精神障がい者の福祉医療給付費制度の対象範囲の見直しについての陳情」を全員一致で採択した。これによって安曇野市は、精神保健福祉手帳「1・2 級」の方々に所得制限なしで通院費の助成を実施することになった。県は、令和 3 年 (2021 年) から「1・2 級」の方々全員に通院費助成を実施するようになった。しかし、陳情で指摘されていた「入院費助成」は見直されていない。他の障害者支援 (身体・知的) 同様に、入院費助成を実施すべきではないか。市の考えを伺う。</p> <p>① 市は、「障害者権利条約」の「障害による差別の禁止」をどのように考えるか。入院費助成を「身体障がい」や「知的障がい」と差別してよいのか。</p> <p>② 市は、何かにつけ近隣の自治体の動向を注視するとしてきた。中信地区において入院費助成をしていない自治体は、今や松本市と安曇野市、小谷村だけとなっている。陳情時に指摘されていたように旧明科町は、東筑摩郡の他の自治体同様に通院費も入院費も助成していた。このような状況をどうとらえているのか。</p> <p>③ 陳情の採択を受けた市は、陳情者に令和元年 (2019 年)、市の取り組みの説明を行い、入院費の助成を行った場合、市の負担総額はどうかまで説明されたと聞く。実際の入院費用は、病院関係者に尋ねても「個々人の状況も複雑で、これだけというのは難しい」いうことであった。既に実施している近隣の塩尻市や大町市、類似団体の佐久市などを参考にすれば、市としての方向も出せるのではないか。入院を必要とする精神障がい者の方々への入院費助成に踏み出すべきはないか。小林純子議員も令和 2 年 9 月議会で、精神障がい者福祉医療給付制度の対象範囲の見直しを求める質問を行っている。これまでの取り組みの経過と今後の見通しについて伺う。</p>			

提出順	//	発言順	//	令和 6 年 2 月 15 日
				午前・午後 9 時 52 分受領

(3 枚中No. 3)

令和 6 年 2 月 15 日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井出 勝正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 3月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問時間	分
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input checked="" type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	「食料供給困難事態対策法案」(仮称)にどう臨むのか		
質問の要旨(具体的に記載してください) 私は、12月議会では農林水産省が提案する「食料・農業・農村基本法改正案」(新農業基本法)について、「食料安全法」になるのではないかと危惧を表明し、既に決められている「緊急事態食料安全保障指針」のイモ類中心のメニューも紹介して市の見解と今後の取組みを伺った。今国会ではその危惧が「食料供給困難事態対策法」(仮称)として提出されようとしている。イモ類中心のメニューは「自然災害や異常気象などを想定したものであり、軍事協力や戦争を想定したものではない」という答弁であったが、そのようなとらえでよいのか伺う。 ① 「対策法案」の概要では、コメ、麦、大豆などが不足する食糧危機時に、政府が供給目標を設定し農家に増産計画の届け出を指示し、従わない場合は20万円以下の罰金を科すという。農業人口が減り、農地の継続や農業経営もままならない状況下で安曇野市は「地域計画」を作成し、なんとか農業振興を図ろうとしている。「対策法案」が示す農業が当市でできると考えるか。 ② 「食料供給困難事態対策法」(仮称)は、国の進める「新農業基本法」の内容を具体化するものとなる。国が農家にコメ、麦、大豆の他に国民が日常的に消費するものや食生活に重要なものを「特定食料」に指定し、生産や供給量の調整計画まで求め、農家や出荷・販売業者、輸入業者等に立ち入り検査を行い、拒めば20万円以下の過料を科すなど、戦争経済・統制経済そのものではないか。これこそ「安保三文書」に基づく国民の食料を国家統制していくものではないか。市はこのような農業の在り方で、市民のいのちと暮らしが守れると考えるか。 ③ 国民のいのちと暮らしを脅かす「新農業基本法」と「食料供給困難事態対策法」を検証し、農家やJAなど農業団体はもちろん、県や他自治体とも連携して「食料供給困難事態対策法」の提出をやめさせ、成立させないように政府や国会に働きかけるべきではないか。			